

第 12 回総会議事録（R 6 年 12 月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和6年12月26日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館大会議室

3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	出	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	出	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
欠	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	欠	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	出	23 福田 安昭	欠	24 中島 学		

4 事 務 局

局 長 馬場 俊彦
主 幹 児玉 竜二
主 事 畑中 友紀乃
副 主 幹 山下 俊哉(高城総合支所)
主 事 溝口 漱(高崎総合支所)
農政課副主幹 竹下 隆一郎

次 長 鶴村 勇一
副 主 幹 吉國 雄一郎
副 主 幹 齊藤 千鶴(山之口総合支所)
副 主 幹 山波 幸二(山田総合支所)
農政課主事 日高 暉大

5 付議案件

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第28号 許可書の返戻について

報告第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について

議案第97号 都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第98号 非農地証明について

議案第99号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第100号 農地法第2条による農地所有適格法人適格要件届出について

議案第101号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第102号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第103号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第104号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第105号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第106号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

議案第107号 都城市農地移動適正化あっせん基準の改正について

第 12 回総会議事録

議長 ただ今より令和 6 年の第 12 回総会を開催いたします。本日は 23 名中 3 名の欠席で 20 名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。23 番委員と 1 番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件 3 件と議案 11 件となっています。まず報告案件ですが、3 件まとめていきたいと思います。報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、そして、報告第 28 号 許可書の返戻について、更に報告第 29 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による承認案件の無効報告について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第 27 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、議案書は 1 ページから 49 ページまでになります。今月は、95 件の通知で、273,294.00 m²の内容となっています。

次に報告第 28 号許可書の返戻についてですが、議案書は 50 ページから 51 ページになります。3,973.00 m²の内容で、第 3 条、第 4 条、第 5 条が各 1 件の計 3 件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。続いて、報告第 29 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による承認案件の無効報告についてですが、議案書は 52 ページになります。今月は 1 件で、3,479.00 m²の内容となっており、これは、11 月の総会で審議されました農地の売買、あっせん案件でございますが、買受人からの売買代金振込が、契約期限の日を過ぎても確認できなかったため、この案件は無効扱いとなりましたので、それを皆様にご報告するものです。以上でございます。

議長 ただいま、報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 何も無いようですので、報告第 27 号、28 号、及び 29 号については承認するものいたします。

続きまして、議案審議に入ります。まず議案第 97 号都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

農政課担当 <資料に沿って、編入 3 件、用途変更 6 件、除外 10 件の案件 19 件の概略説明>

議長 ありがとうございます。質疑に入りますが、ただいまの件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 97 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 97 号につきましては承認するものいたしました。農政課の方はありがとうございました。

農政課担当 （退席）

議長 続きまして、議案第 98 号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 98 号非農地証明についてでございます。議案書は 54 ページになります。今月は

4 件の申請がございまして、2,580.00 m²の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございせんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決いたします。議案第 98 号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 98 号については全て承認するものと決定いたしました。続きまして、議案第 99 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 99 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書 55 ページから 59 ページまでになります。今回は 48 件、56 筆の 54,930.05 m²の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、59 ページ下段の表のとおり西岳地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 56 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございせんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 99 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 99 号については、同意することに決定いたしました。

次に議案第 100 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 100 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出についてですが、議案書は 60 ページになります。今回、高崎地区から 1 件の届出がございました。調査報告については、調査報告のまとめの 2 ページに記載していますので、ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 只今の件について何かご質問のある方はございせんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 質問も無いようですので採決に入ります。議案第 100 号農地法第 2 条による農地所有適格法人適格要件届出について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 （全委員挙手）

議 長 全委員挙手ですので、議案第 100 号については、適格であると認められました。

次に議案第 101 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 101 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び

許可決定についてでございます。議案書は 61 ページになります。今月は 1 件の申請がございまして、5,130.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページに記載してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 101 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 101 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 102 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 102 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 62 ページから 68 ページになります。今月は、29 件の申請がございまして、74,730.30 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 4 ページから 7 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ここでお諮りいたします。案件 18 番につきましては、10 番委員が当事者の代理人となり、案件 20 番につきましては、14 番委員が関係者となりますので他と分けて審議したいと思えます。まず、18 番及び 20 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

5 番委員 案件 4 番についてお伺いしたいと思えます。案件 4 番の受人の方は福岡県の在住の方です。3 条要件の中では、申請者や世帯員の方が農作業に従事することとなっていますが、福岡県在住の方は都城に帰って農業をされるのか、そこら辺の詳しい説明がなかったので、お伺いしたいと思えます。

事務局 お答えします。ここは備考欄に載せるのを忘れていまして、正誤表の方に載せさせていただいたところですが、受人が畑の目の前の場所に家を購入したということです。元々こちらの方に相続で畑を持っているということで引っ越されて来られるみたいなので、将来は耕せるという風に思っております。

5 番委員 ありがとうございます。正誤表に気付いていなかったので質問したところでした。

議長 ほかに質問のある方はおりませんか

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 102 号の案件 18 番及び 20 番を除く案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 102 号の案件 18 番及び 20 番を除く案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、まず、10 番委員の退室をお願いします。

10 番委員 （退室）

議長 それでは、議案第 102 号の案件 18 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 102 号の案件 18 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 102 号の案件 18 番については許可するものと決定いたしました。それでは、10 番委員の入室をお願いします。

10 番 委員 (入室)

議 長 続きまして、14 番委員の退室をお願いします。

14 番 委員 (退室)

議 長 それでは、議案第 102 号の案件 20 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 102 号の案件 20 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 102 号の案件 20 番は許可するものと決定いたしました。それでは、14 番委員の入室をお願いします。

14 番 委員 (入室)

議 長 続きまして、議案第 103 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 103 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 69 ページから 70 ページになります。今月は 7 件の申請で、3,023.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページから 9 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、この件について何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 103 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 103 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 104 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 104 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 71 ページから 79 ページになります。今月は、26 件の申請で、37,771.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 10 ページから 14 ページに記載してございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 104 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

- 議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 104 号はすべて許可相当と決定いたしました。
- 次に、議案第 105 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 105 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は 80 ページから 100 ページになります。
- まず所有権移転ですが、今月は 18 件の申請がございまして、48,601.10 m²の内容となっています。
- 利用権設定につきましては、19 件の申請がございまして、83,187.00 m²の内容となっています。この公告につきましては、本日 12 月 26 日付けを予定しております。ご審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。
- 1 番 委員 はい。52 ページと 89 ページはどういう関連があるのでしょうか。
- 高 崎 担当 お答えします。これは先月の総会にかけさせていただいた案件になるのですが、あっせんを行った総会が終わってから売買代金の入金日を決めて、買い手の方が売り手の方の口座に振り込みをしないといけないのですが、支払いの期限が過ぎてしまったため無効となったものです。先月に、また今月の総会にかけるということで申請が上がってきましたので、今回の総会に載せたものです。以上です。
- 1 番 委員 結局効力が無くなったから再度受人の方が申請をしたということですね。
- 高 崎 担当 はい。
- 1 番 委員 分かりました。
- 議長 他に何かありませんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議長 無いようですので採決に入ります。議案第 105 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 105 号については原案どおり承認されました。
- 次に議案第 106 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第 106 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は 101 ページから 141 ページになります。今月は、106 件の申請で 251,936.00 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、2 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。
- 議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありますか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 106 号について、承認される方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 （全委員挙手）
- 議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 106 号につきましては原案どおり承認されました。
- 次に議案第 107 号 都城市農地移動適正化あっせん基準の改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「実施要領の運用について」の一部改正があったため改正を行うものです。

現在、譲渡所得税 800 万円の控除を受けるため「あっせん会」、「基盤強化法での売買」、「嘱託登記」を行っていますが、来年3月末で2年間の経過措置が終了し、4月以降の農地売買は別紙の改正概要にあります中間管理機構の促進計画が農地法第3条申請となります。4月以降、農地売買の申出があった場合、中間管理機構の利用を勧めることとなります。中間管理機構の要件を満たさない又は利用意向の同意が得られないが譲渡所得税 800 万円の控除を受けたい人がいた時に対応できるよう、今回、基準の改正を行うものです。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 107 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 107 号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するという事で終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

4 番委員 質問です。調査報告書のまとめ方についてですが、例えば 12 頁を開いていただけますか。3 行から 4 行とかでひな形もあって文章を書かれているのですけれども、非常に簡略化されて書かれている方もおられるのですね。先月、次長にちょっと質問しまして、自分らが調査した結果、要するに調査で現地を回って、私のところは祝吉を 4 人で回って、色々意見する中でそれに基づいて文書を書くのですが、ただこのまとめになれば、文章が改定されているというか、こっちの真意が伝わらない文章になっていました。12 頁の 13 番とかの委員が書かれているのは、要するに目的が書いていない、駐車場なのか、一般個人住宅なのかとか、始末書は添付されているのかとか、やむなしと判断したとか、要するにそういう項目を明確に書くべきじゃないかなと思うのです。あまりにもこう簡略化されている。ただこれについて承認という形に今回なっているのだけでも、つまり事務局にお伺いしたいのは、初めての委員の方もおられるかもしれないけれども、例えばこういう模範文的なもの、どこをどうというのを伝えなきゃいけないといったものを示していただけると非常に分かりやすくなるのではないかなという意見です。

事務局担当 ただいまの件についてお答えいたします。先月ぐらいですかね、委員から調査報告書の記載についてご指摘いただきました。以前は、事務局において転用目的や立地基準といったものを載せた上で、委員さんの意見も付け加えるような形で記載していたところで、始末書の点についてもそのような形で対応しておりましたが、委員からの指摘を受けて、委員の皆さんから上がってきた調査報告書の内容をそのままあげようという方針になり、今回も各委員の報告書そのままをできるだけ載せるような形で書いたところであります。おっしゃる通り、転用目的や始末書の件など、そういったものがちょっと記載されていない委員さんもございまして、それがちょっと分かりにくいというような指摘となったのかと思います。これについては、一応、最初の改選の時の勉強会の説明資料のところで調査報告書の書き方とか、そこで説明はしてはいるのかとは思いますが、13 番記載の委員は任期

途中から就任された方ということで、少し分かってらっしゃらなかったかなと思ってます。また改選した時に事務局からもう少し説明をした方が良かったのかなとも思っております。今後につきましては、4月にまた改選がございますので、その勉強会というか、最初の委員への説明会の時に、今一度こういった調査報告書の書き方について、しっかりした資料を作って、改めてご説明するよう対応していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5 番 委員 13 番記載の委員は私と同じ沖水で、私も同じような書き方をしているのですが、最初の調査報告書は、委員さんの方に配られるという前提ではなくて、それぞれの書類に載せるということだったので、そのつもりで書いていたわけですね。それで今、指摘され、なるほど、これだけ見られたら何の内容か分からないなっていう風に今気がつきましたので、帰りましたら皆にもこのように伝えて、また変えていきたいと思えます。

1 番 委員 我々が言おうとしていることは、その標準的なマニュアルを作ってほしいといったところまでではないのか。

4 番 委員 マニュアルはあるけど、それをみんな見てないのか知らないけど、内容が伝わらないのですよ。目的は何なのか、受人の体力についても分からない。

1 番 委員 簡略にするから、マニュアルに基づいてしてくださいというところか。

事務局担当 ありがとうございます。また4月の改選時にマニュアルを再度お示ししたいとは思いますが、今年度も1月2月3月とありますので、その報告書では転用目的や始末書の添付の部分など気を付けて書いていただくよう、各委員、お持ち帰りいただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局が説明したとおりでよろしいでしょうか。他にございませんか。

5 番 委員 はい。3条の許可申請の25番についてですが、備考欄に死因贈与契約とありましたので、一体どういうことだろうと思ってインターネットで調べてみたら、相続と死因贈与契約は違うということで、こういう制度があって便利だなと思ったところなんですけど、今よろしければ説明をお願いしたいと思います。

高 城 担当 お答えします。死因贈与契約ということで、この渡人は実の親子なのですが、相続という形ではなくて死因贈与契約書というのを結ばれていまして、これは何かというと、お父様が亡くなったことを始期として、所有権移転の効力が発生するというような内容になっています。そしてお父様が2月に亡くなられて、今回、受け人である子供さんが農業委員会の許可を得て取得をするという手続きになっております。以上です。

5 番 委員 登記の方は、相続権のある方の実印が要らないということですね。

高 城 担当 登記の方は、仮登記というのをされていまして、今回農業委員会の許可を得て本登記をするような形になろうかと思えます。

5 番 委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に何かありませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 いろいろ皆さんから建設的な意見をいただきありがとうございました。これで第12回総会を終了したいと思います。

令和6年 月 日

議事録署名委員

作成者 鶴村 勇一